
個人・中小企業と金融仲介（中）

橋 本 光 憲

目 次

4. 中小企業の金融的位置付け

4. 中小企業の金融的位置付け

前項1. 金融仲介と銀行機能の中では、個人部門と法人部門の区別はあるが、中小企業という分類は発見できなかった。その理由はどこにあるのだろうか。実は、日銀の「金融経済統計月報」を見ても、一般法人預金という項目はあっても、中小企業預金という項目はない。また、貸金についても法人（含む金融）という項目はあるが、中小企業という項目は、1999年4月から突然現れるのである。（次表では、設備資金と中小企業の項目は99年4～6月分から数字が入っている）これによると、国内銀行の中小企業向け貸金は、99年12月現在で約223兆円である。

ところで、大蔵省財政金融研究所発行の「財政金融統計月報」（2000年7月以降は金融庁に移管）では、平成6年以前から「中小企業の貸出残高の推移」（国内銀行の数字を掲出）を発表している。一時は毎月単位であったが、現在は3月、6月、9月、12月と年4回掲出している。資料は日本銀行「経済統計月報」であるとのことだ。

表10

131

法・個人等部門別貸出金 Loans and Discounts Outstanding by Sector										
(日本銀行調) (Source: Band of Japan)		(1) 国内銀行 Domestically Licensed Banks							(単位 億円) (¥100 million)	
年・期・月末 End of Year, Quarter or Month	貸出金 Loans & Discounts	法人(含む金融) Corporations (Includes Finance and Insurance)			中小企業 Small Enterprises	地方公共団体 Local Governments	都道府県 ・市町村 Excludes Local Government-owned Corporations	個人 Individuals	海外円借款, 国内 店名義現地貸 Overseas Yen Loans, Domestic Loans Transferred Overseas	(参考) 中央政府向け 貸出金 (Memo) Central Government
		設備資金 Equipment Funds								
7 (1995)										
8 (1996)										
9 (1997)										
10 (1998)	4,840,926	3,796,115			91,803		891,559	61,447	29,734	
11 (1999)	4,666,872	3,624,552	957,045	2,225,750	89,464	83,573	906,191	46,663	8,704	
10 (1998) 10~12	4,840,926	3,796,115			91,803		891,559	61,447	29,734	
11 (1999) 1~3	4,683,751	3,628,515			96,959		897,974	60,303	26,431	
4~6	4,643,582	3,613,561	974,739	2,248,132	75,088	70,561	896,982	57,949	18,250	
7~9	4,622,306	3,584,680	960,147	2,220,195	82,167	76,752	905,320	50,138	8,964	
10~12	4,666,872	3,624,552	957,045	2,225,750	89,464	83,573	906,191	46,663	8,704	
11 (1999) 2	4,826,670	3,772,807			101,975		891,710	60,176	29,662	
3	4,683,751	3,628,515			96,959		897,974	60,303	26,431	
4	4,673,604	3,611,922	981,118	2,263,997	107,749	102,855	897,188	56,744	26,521	
5	4,642,863	3,607,986	978,216	2,245,224	81,825	77,454	896,070	56,980	18,953	
6	4,643,582	3,613,561	974,739	2,248,132	75,088	70,561	896,982	57,949	18,250	
7	4,664,686	3,634,198	975,317	2,263,474	75,606	71,243	898,478	56,402	17,279	
8	4,621,282	3,590,666	966,442	2,223,933	77,285	72,745	900,504	52,825	15,083	
9	4,622,306	3,584,680	960,147	2,220,195	82,167	76,752	905,320	50,138	8,964	
10	4,616,850	3,573,235	960,343	2,211,009	88,059	82,592	906,151	49,405	8,933	
11	4,587,030	3,550,158	953,441	2,181,509	80,188	74,730	908,715	47,967	8,624	
12	4,666,872	3,624,552	957,045	2,225,750	89,464	83,573	906,191	46,663	8,704	
12 (2000) 1	4,607,486	3,563,759	952,029	2,180,675	92,019	86,090	904,550	47,156	8,443	
2	p 4,603,172	p 3,551,541	p 948,624	p 2,175,679	p 97,249	p 91,157	p 906,886	p 47,495	p 7,854	

日銀の「金融経済統計月報」平成12年4月から拾った数字が、前述の約223兆円（正確には2,225,750億円）であるが、大蔵省の方の計数は2,225,784億円と微妙に違っている。同じ日銀データによって何故違うのかという疑問もあるが、許容範囲内と見て、これ以上の追求は止めにする。

以下では、第2項の個人の金融的位置付けにならって、中小企業の金融的位置付けを、同じデータ（『図説わが国の銀行』注4）参照）によって見てみよう。

(1) 中小企業と金融機関

民間金融機関の中では、中小企業金融を主な業務とする中小企業金融機関である信用金庫、信用組合、労働金庫、商工中金等がある。

なお、公的金融機関としては、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫がある。

(2) 銀行の貸出先別比率

前掲の図3では「業態別一貸出の貸出先別比率（1999年9月末）」が示してある。この図からは、都市銀行、地方銀行、第二地銀の個人、中小企業、中小企業以外の企業、地方公共団体、その他向けの貸出比率が分かる。

なお、長期信用銀行においてすら、中小企業向け貸出シェアは45%を越えている状況にあるようだ。

(3) 中小企業金融機関

わが国では、中小企業金融を円滑にするために各種の金融機関が設立されており、民間金融機関としては、協同組合組織金融機関である信用金庫、信用組合がその役割を担っている。

信用金庫は「信用金庫法」に基づく会員組織の金融機関であり、営業区域は定款で定められた範囲とされている。また、貸出も原則として会員である

中小企業と個人に限られているが、預金は一般から受け入れることができ、ここが信用組合との最大の差といえる。

一方、信用組合は、「中小企業等協同組合法」および「協同組合による金融事業に関する法律」に基づく会員組織の金融機関である。信用組合は信用金庫よりも協同組合的色彩が強く、一定地域内を基盤とする地域信用組合、特定業種を基盤とする業域信用組合、特定職場を基盤とする職域信用組合の3種類がある。また、貸出、預金ともその対象が、原則として組合員である中小企業や個人に限られている。

問題は「員外貸出」の制限である。信用金庫については、「会員以外の者の利用は貸出総額の20%まで」、信用組合については、「組合員以外の者の利用は貸出総額の20%まで」とされている。

90年代に入ってバブルが崩壊し、96年に住宅金融専門会社（住専）への融資が回収不能となり、その第一次損失処理に当たって、6,850億円の税金を投入した。90年3月、大蔵省が「土地関連融資の抑制について」の通達をだし、総量規制（不動産業、建設業、ノンバンクの三業種規制）をかけたが、全国信連協会（信連、信用農業協同組合連合会）は「三業種規制」の対象外で、土地関連融資規制は「尻抜け」となった。その結果農協系金融機関の土地融費は急増し、後に農協（農業協同組合）の救済への途を開いたのである。¹⁹⁾

また、平成6年に表面化した東京都の二信組問題（東京協和信用組合、安全信用組合の破綻）にしても、員外貸出の監督不十分に一半の責任があったと言われる。当時、信用組合の監督機関は原則として都道府県知事であったが、2000年4月からは金融監督庁に移管された。（7月よりは金融庁へ）

このほか、中小企業金融機関としては、中小企業によって組織された組合に対する金融の円滑化を図るため「商工組合中央金庫法」に基づいて設立された商工組合中央金庫がある。商工中金には政府が出資しており、また発行する金融債の一部が財政投融資資金で引き受けられるなど、政府の関与が強い機関である。

表11 金融機関別中小企業等向け貸出金額・シェアの推移

(単位：億円, () 内は%)

年月	国内銀行				中小企 業金融 機関	信 用 金 庫	信 用 組 合	公庫等	商 工 中 金	国 民 公 庫	中 小 公 庫	合 計
	都市銀行	地方銀行	第 二 地 銀									
93. 3	2,790,695 (72.4)	1,282,226 (33.3)	821,420 (21.3)	396,703 (10.3)	780,633 (20.3)	604,021 (15.7)	176,612 (4.6)	281,229 (7.3)	115,906 (3.0)	80,920 (2.1)	84,403 (2.2)	3,852,557 (100.0)
94. 3	3,282,992 (74.1)	1,555,490 (35.1)	955,618 (21.6)	449,550 (10.1)	847,515 (19.1)	661,369 (14.9)	186,146 (4.2)	299,432 (6.8)	118,066 (2.7)	89,011 (2.0)	92,355 (2.1)	4,429,939 (100.0)
95. 3	3,310,416 (73.9)	1,540,365 (34.4)	974,760 (21.8)	460,129 (10.3)	869,732 (19.4)	679,157 (15.2)	190,575 (4.3)	298,661 (6.7)	117,432 (2.6)	92,295 (2.1)	88,934 (2.0)	4,478,809 (100.0)
96. 3	3,382,103 (74.3)	1,555,125 (34.2)	1,011,722 (22.2)	467,972 (10.3)	885,625 (19.5)	698,982 (15.4)	186,643 (4.1)	284,282 (6.2)	116,188 (2.6)	90,200 (2.0)	77,894 (1.7)	4,552,010 (100.0)
97. 3	3,394,793 (74.7)	1,555,478 (34.2)	1,016,278 (22.4)	465,982 (10.3)	874,735 (19.2)	702,014 (15.4)	172,721 (3.8)	275,243 (6.1)	113,700 (2.5)	89,056 (2.0)	72,487 (1.6)	4,544,771 (100.0)

(資料) 全国信用金庫協会「信用金庫」より作成

以上の中小企業金融機関とは性格が異なるが、「労働金庫法」に基づいて設立されている労働金庫は、労働者の団体を中心とする協同組織の金融機関であり、労働者の生活向上を図るために必要な金融事業を行っている。なお、労働金庫も員外貸出として「会員以外の者の利用は貸出総額の20%まで」という制限がある。

(4) 農林漁業金融機関

農林漁業金融は、政府の保護・育成を背景に相互援助の精神に基づく組合系統金融機関を主体として行われている。その頂点に中央機関としての農林中央金庫、中間の都道府県段階でそれぞれの連合会（信連—前掲と信漁連）、その下の市町村段階において単位協同組合がある。その中で単位農協等の統合が進んでいて、80年末には4,496あった農協の数は、99年末には1,579まで減っている。

漁業系統組合としては、「水産業協同組合法」に基づき漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合が設けられているが、これらの組合が営む信用事業の比重は農業協同組合に比べさほど大きなものはない。なお、農業協同組合、漁業協同組合とも細かい員外預金・貸出の制限が設けられている。これは、バブル時の反省もあるのだろう。

農林中央金庫は「農林中央金庫法」に基づく法人で、各系統金融機関の最上級機関として組合金融における中枢的役割を果たしている。

(5) 主要金融機関の資金量・貸出・有価証券投資残高

わが国の金融機関の資金量の総計は、99年8月末現在で、政府系金融機関を含めて、1,291兆円に達している。これを業態別にみると、国内銀行が556兆円で、全体の46.6%と大きなシェアを占めている。その他、中小企業金融機関155兆円（全体の11.7%）、農林漁業金融機関122兆円（同7.0%）、郵便貯金は256兆円（同21.5%）となっている。（次葉参照）

表12 金融機関別 資金量・貸出・有価証券投資残高
(1999年8月末現在, 国内店ベース)

(単位: 億円, %)

金融機関種別	金融機関数	預金等		(系統預け金)	貸出		有価証券	
		残高	構成比	残高	残高	構成比	残高	構成比
国内銀行	170	5,560,587	46.6	—	4,651,532	58.7	1,358,348	42.5
都市銀行	9	2,481,493	20.8	—	2,130,763	26.9	564,192	17.7
地方銀行	64	1,734,191	14.5	—	1,335,186	16.8	380,365	11.9
地方銀行Ⅱ	60	612,589	5.1	—	512,723	6.5	109,649	3.4
信託銀行	34	298,622	2.5	—	303,163	3.8	190,931	6.0
長期信用銀行	3	433,686	3.6	—	369,696	4.7	113,209	3.5
信託(專業34, 兼営20)		1,476,064	12.4	—	169,621	2.1	1,138,678	35.7
全国信用金庫連合会	1	165,482	8.9	—	60,728	0.8	92,623	2.9
信用金庫	395	1,024,008		126,846	700,764	8.8	198,549	6.2
商工組合中央金庫	1	129,451	1.1	—	111,560	1.4	21,422	0.7
全国信用協同組合連合会	1	32,075	1.7	—	16,726	0.2	4,915	0.2
信用組合(7月)	316	199,665		32,547	148,419	1.9	24,713	0.8
労働金庫連合会	1	30,295	0.9	—	1,353	0.0	24,456	0.8
労働金庫	41	112,383		29,277	70,971	0.9	14,893	0.5
農林中央金庫	1	387,592	7.0	—	183,085	2.3	151,656	4.7
信用農業協同組合連合会	47	490,689		306,827	64,119	0.8	115,985	3.6
信用漁業協同組合連合会	35	22,863	7.0	12,555	8,558	0.1	2,250	0.1
農業協同組合(7月)	1,579	698,647		448,808	219,051	2.8	44,218	1.4
漁業協同組合(6月)	941	14,634		12,072	6,035	0.1	248	0.0
郵便貯金(速報)	1	2,568,745	21.5	—	—	—	—	—
政府系金融機関	11	—	—	—	1,513,764	19.1	—	—
合計	3,541	12,913,180	100.0	968,932	7,926,286	100.0	3,192,954	100.0
資金運用部	—	4,383,945	—	—	3,334,139	—	1,039,497	—
簡易保険	—	1,128,400	—	—	299,412	—	613,618	—
生命保険(7月)	44	18,758,761	—	—	570,100	—	1,021,882	—
損害保険(7月)	34	309,359	—	—	59,727	—	169,835	—

(注) 政府系金融機関(11)は、99年10月の日本政策投資銀行、国際協力銀行設立以前の計数。

(資料) 日本銀行「金融経済統計月報」などから作成。

国内銀行のうち都市銀行は248兆円、全体の20.8%と民間金融機関の中で最も高いシェアを占めているが、一方で個人のみをその対象とする郵便貯金が都銀を上回る21.5%のシェアを占めており、その突出ぶりを窺わせる数字となっている。また、農林漁業金融機関の預金等残高に対する系統預け金の大きさは、業態としての資金運用構造の特徴を示している。

次にわが国の金融機関の貸出残高をみると、99年8月末現在、792兆円に達している。これを業態別にみると、国内銀行が465兆円、全体の58.7%という大きなシェアを占めている。この他、中小金融機関が全体の13.1%を、農林漁業機関が同6.1%のシェアを占めている。一方、政府系金融機関は151兆円と全体の19.1%に達するシェアを占めており、国内銀行に次ぐシェアとなっている。国内銀行のうち都市銀行（銀行勘定のみ）は213兆円、全体の26.9%と全金融機関の中で最も高いシェアを占めている。

一方、有価証券投資残高は、99年8月末現在、319兆円に達している。業態別では国内銀行が全体の42.5%と大きなシェアを占めている。

(6) 貸出業務と中小企業金融

貸出は、預金者から預け入れされた預金を原資とするものであり、したがって、預金者保護の立場から、安全かつ確実な資金運用および債権保全が要請される。この「安全性の原則」はまた、貸出金の回収不能により銀行の業務運営が破綻することは、信用秩序に大きく影響するおそれがあるといった、健全性確保の必要からも要請される最も重要な原則であるといえる。

また、銀行が安定的な資金供給・決済機能の提供等の社会的責務を果たしていくためには、体質強化・信用保持に努める必要がある。このためには、適正で安定的な収益の確保に努める必要があり、これが「収益性の原則」と呼ばれる。さらに銀行には、その融資が社会全体に与える影響がきわめて大きいということから、公共的な観点から企業の成長等との調和を踏まえて貸出を行わなければならないという「公共性の原則」が要求される。

中小企業金融については、以前言われた‘金融のシワ寄せ’という状況はみられなくなってきた。これは、60～70年代において、相互銀行（現在の第二地方銀行）、信用金庫等民間中小企業金融機関の成長、政府系金融機関の拡充・強化、信用補完制度の整備等もあって大きく改善されたためである。また、前述のように、80年代以降は大企業が直接金融による資金調達を進めるなかで、全国銀行、特に都市銀行が中小企業向け貸出を積極化している。しかし、最近の中小企業向け貸出状況をみると、借入需要が弱いこと等もあり、前年度比微増で推移している。

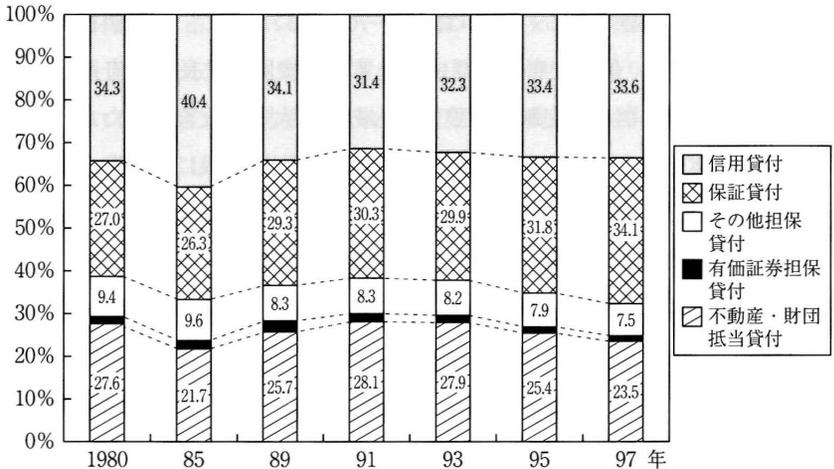
銀行は、貸出先企業について信用度に応じた内部格付を行い、リスクに見合った金利を設定して収益力を高めようとしており、そうした中で中小企業向け貸出の増加を目指している。ただし、当面、バブル崩壊後の不良債権処理で自己資本を毀損した銀行は慎重な貸出姿勢をとっており、信用保証協会の特別保証制度の導入や政府系金融機関の貸出枠の拡大などの政策もとられている。

(7) 貸出金のリスク管理と担保

銀行は、取引先の企業内容、返済能力等を審査した上で貸出を実行するわけであるが、「安全性の原則」の要請から債権の確実な回収を図るため、担保（物的担保）や保証（人的担保）を徴求する。また、新規産業の育成といった「公共性の原則」から信用力が不足する企業に貸出を行うといった場合には、信用力の補完という意味でも担保を徴求する。

特に、85年頃から始まった地価高騰によって、土地担保融資のウエイトが増加した。また、80年代以降の金融機関の個人重視姿勢を背景とした住宅ローンの著増もこの時期の不動産担保貸出の増加に寄与する結果となった。一方、地価が鎮静化した90年以降、資産価格の急落に伴う経済の不安定化を背景に、信用貸出のウエイトが低下し、近時は、信用保証協会による保証を中心とした保証貸付が増加している。

図17 国内銀行の担保別貸出シェアの推移



(注) グラフ中の数字は構成比 (%)

85年以前の計数は相互銀行を含むベース

(資料) 日本銀行「金融経済統計月報」, 「経済統計年報」

最近の動きとしては、銀行貸出に対する資金需要の主体は製造業等から第3次産業、サービス・ソフト産業といった、担保となる物件に乏しい新規産業へと移行しつつある。こうした産業、特にベンチャー企業への貸出については、従来の不動産担保融資と異なり、無担保貸出や信用貸出による方法がとられるほか、ベンチャー企業のもつ情報やソフトといった知的所有権などを担保評価し、資金需要に応えるべく新たな担保融資手法の開発も試みられている。

また、85年から90年頃の過剰な不動産担保貸出や不良債権の増加に対する反省から近時、融資審査や信用リスク計量化など貸出におけるリスク管理手法の開発や徹底が図られている。すなわち貸出先または案件ごとに、信用リスクの程度によって格付し、リスクに見合った貸出金利を設定する動きが進展しつつある。

(8) 貸出先の業種別・規模別推移

既に2. 個人の金融的位置付け, (5)「貸出業務と個人」の図8中で, 「全国銀行の規模別貸出残高構成比の推移」を示しておいた。(98年現在)

この図には, 中小企業に対する貸出残高の推移が, 時系列的に示されている。(下記)

年	80	85	88	90	92	94	96	98
%	41.4	46.3	53.1	57.1	57.6	58.6	57.2	54.5

また, 表10でみたように, 99年12月末現在で国内銀行の貸出金合計は467兆円, うち中小企業向けは223兆円である。(全体の47.7%——なお, 上記計数との乖離については, ここでは論じない)

大企業では内部調達や直接金融の増加により, 借入需要が減退し, 中堅企業でも似たような傾向がみられる。その結果, 銀行は中小企業向け貸出を増やしてきたといえよう。

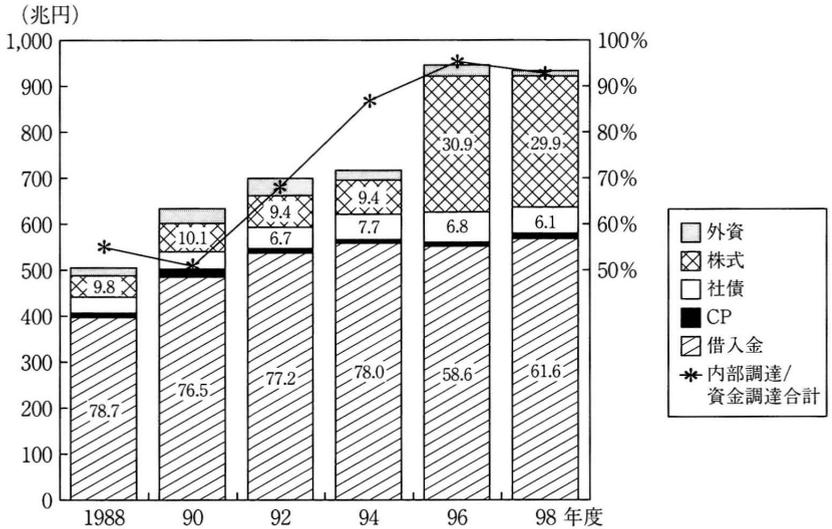
(9) 主要企業の資金調達

わが国主要企業の資金調達状況を見ると, 高度成長期においては旺盛な設備投資意欲を背景に外部資金調達に依存する割合が高く, また, 資本市場が未成熟であったことなどから, 外部調達の中でも借入金(間接金融)の比率が高いという特徴を有していた。

しかしながら, 70年代以降は, オイルショック以来の徹底した減量経営などを背景に企業の財務体質は強化され, 内部資金による調達割合が上昇する傾向にあった。また, 金融の証券化・国際化の進展に伴い, 大企業を中心に証券市場からの調達や外債による調達が増加した結果, 間接金融の割合が減少する傾向にある。

85年以降では, 89年までの長期の金融緩和期においては, 資金調達コストの低下により外部調達意欲が高まるとともに, 国内株式市場の好調に支えられ, 国内外市場でのエクイティ・ファイナンス(増資, 転換社債, ワラント

図18 企業の外部資金調達構造の推移（構成比）



(注) 対外借入，企業間信用を除くベース。

(内部調達の比率については外債も除く)

グラフ中の数字は外部資金調達に占める比率 (%)。

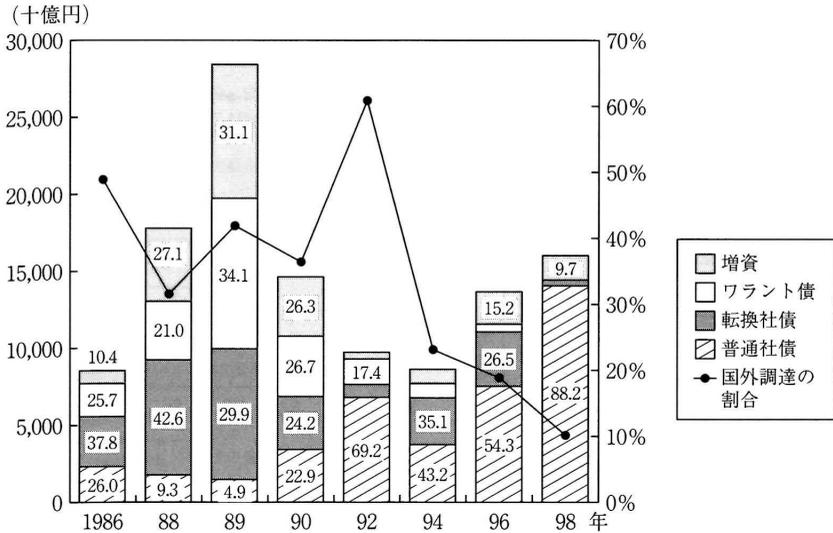
(資料) 日本銀行「資金循環勘定」，大蔵省「法人企業統計年報」

債)による低利の資金調達が活発化した。

この結果，資本市場を通じての直接調達の外部調達に占める比率は上昇したが，資本市場からの調達が可能である上場企業等の大企業に対し，中小企業においてはむしろ借入金への依存度が高まるという財務構成の規模間格差が生じた。しかし，89年の金融引締め以降は，株式市場が低迷すると，証券市場からの資金調達は急速に減少し，大企業においても再び借入金への依存が若干高まった。

また，90年代は，景気が低迷する中で，資金調達が厳しくなるとともに，企業の業績も伸び悩み，資金調達額は減少するとともに資金調達における内部調達の割合が著しく高まった。

図19 上場企業の内外証券市場を通ずる資金調達推移



(注) グラフ中の数字は外部資金調達に占める比率(%)。

(資料) 東京証券取引所「証券統計年報」

(10) 中小企業の資金調達

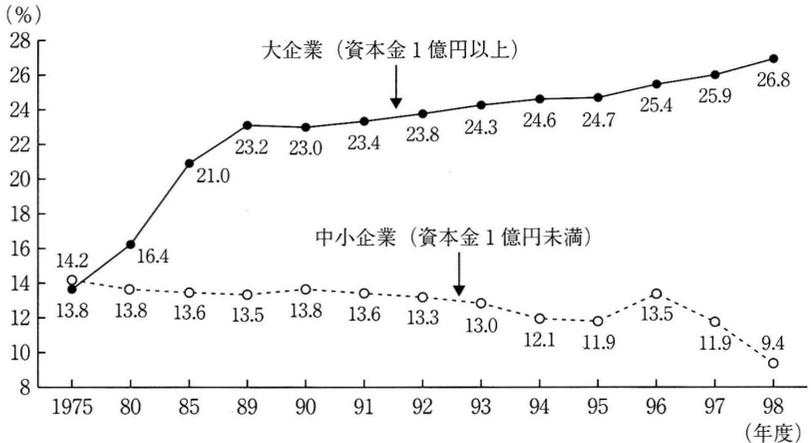
中小企業の定義は、99年12月に変更され、「資本金3億円以下または従業員300人以下の事業所（卸売業では1億円以下または100人以下、小売業は5,000万円以下または50人以下、サービス業は5,000万円以下または100人以下）」(中小企業基本法第2条)とされている。旧基準では資本金1億円以下とされていた。

日本銀行等の統計で、国内銀行の貸出金の中で、99年4月から中小企業向けの貸出金残高が示されるようになったのは、この関連であろう。

大蔵省の「法人企業統計年報」によれば、98年度の中小企業の事業所数は、全法人企業（約247万社）の98.7%にあたる243万社、従業員数は全従業員（約3798万人）の68.7%を占めている。

こうした中小企業の財務構造の特徴をみると、まず自己資本比率が低いこ

図20 大企業と中小企業の自己資本比率の推移



(資料) 大蔵省「法人企業統計年報」

とである。中小企業の自己資本比率は依然として改善しておらず、一方、大企業のそれは利益水準の高さに加え、資本市場からの資金調達を大幅に増やしたことから上昇しており、両者の格差は拡大している。

また、財務構成面では、現金・預金の比率や、短期借入金の比率が高いことがあげられる。この現金・預金比率が高いということは、信用力が低く、手許流動性を手厚くしておかなければならないという中小企業の金融上の弱さを示している。

このため、中小企業は、企業間信用による資金調達や金融機関からの借入に依存せざるをえない状況にある。こうしたなか、信用補完制度が充実してきており、85年以降、全国銀行、特に都市銀行が積極的に中小企業金融の分野に進出してきている。なお、一定の基準（例えば、純資産額が15億円以上）を満たす中小企業については、私募債を発行することができるようになっており、中小企業も徐々に資本市場への道が開けつつある。他方で、バブル崩壊後の長びく不況の中で中小企業の財務内容は悪化しており、金融機関は慎重な貸出姿勢をとっている。

図21 大企業・中小企業の財務構成（1998年度）

		〔資産〕				〔負債〕			
		中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業	（単位：％）	
流動資産		13.5	現金・預金 7.6	6.5	支払手形 3.8	6.5	買掛金 10.1		
		3.9	受取手形 3.6	11.2	短期借入金 16.6				
		11.9	売掛金 14.8	18.7	その他 11.1				
		10.7	棚卸資産 9.9	10.4	社債 7.9				
		11.6	その他 9.6	45.5	49.6	41.6			
	51.5								
固定資産		38.6	有形固定資産 37.5	38.9	長期借入金 16.7				
				4.8	その他 7.5				
		9.6	その他 16.9	54.1	3.9	法定準備金 6.5			
48.2				0.5	資本金 58.4				
繰延資産	0.3			4.9	剰余金 12.9				
					58.4				

(注) 中小企業＝資本金1億円未満，大企業＝資本金1億円以上

(資料) 大蔵省「法人企業統計年報」

(注) 中小企業基本法は，99年12月に改正・施行され，中小企業の定義が資本金1億円から3億円に引き上げられたが，上記の計数は改正前の中小企業の定義によっている。

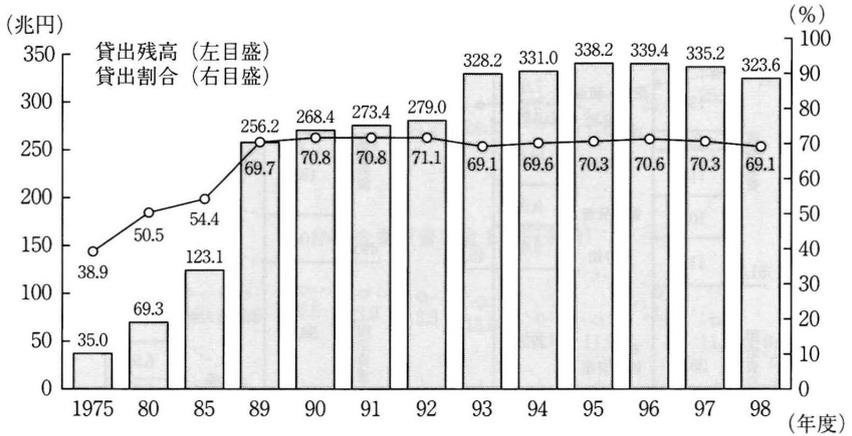
(11) 民間金融機関の中小企業向け貸出

中小企業向け金融を専門に行う中小企業金融機関としては，戦前から無尽会社や組合組織の金融機関が発達してきたが，戦後法的に整備され，現在，中小企業金融機関は信用金庫，信用組合となっている。

これら金融機関はそれぞれの業法によって，その貸出対象が原則として会員や組合員である中小企業，個人に限定されていることもあり，中小企業の育成・発展に大きく貢献した。特に，信用金庫は，50～60年代に中小企業向け貸出を大きく伸ばし，中小企業向け金融において重要な一翼を担うに至った。

しかし，80年代になると，都市銀行等が取引採算を重視して中小企業向け貸出を更に積極化したことから，中小企業金融機関の経営環境は厳しいものとなってきている。

図22 国内銀行の中小企業等向け貸出残高と総貸出残高に占める貸出割合



(注1) 中小企業とは、資本金1億円以下または常用従業員300人以下（卸売業300万円・100人、小売・サービス業100万円・50人以下）の法人（旧基準）および個人である。

(注2) 貸出残高は国内銀行ベース。また、貸出残高は1993年度の計数から当座貸越を含んでおり、それ以前とは連続しない。

(資料) 日本銀行「金融統計経済月報」

表13 中小企業等向け貸出の業態別構成比

(単位：%，兆円)

年度	国内銀行		国内銀行 信託勘定	信用金庫	信用組合	政府系 金融機関	残高
		都市銀行					
1975	61.4	21.2	2.9	20.3	5.3	10.1	78.0
80	62.9	22.9	4.4	18.3	4.8	9.6	144.6
85	67.4	27.0	4.2	16.0	4.3	8.1	228.3
90	68.8	32.4	4.6	15.4	4.6	6.5	390.1
95	72.0	33.1	3.1	14.9	4.0	6.1	469.6
98	72.3	32.4	2.0	15.9	3.4	6.3	447.7

(注) 政府系金融機関は、商工中金、中小企業金融公庫および国民金融公庫である。

(資料) 日本銀行「金融統計経済月報」

一方、国内銀行の総貸出に占める中小企業等向け貸出の割合をみると、99年3月末では、69.1%となっている。これを業態別にみると、第二地銀が最も高く（86.3%）、次いで地方銀行（73.6%）、都市銀行（69.5%）の順となっている。

しかし、バブル経済が崩壊した90年以降、景気の低迷による中小企業の借入需要の低下、銀行の貸出審査基準の適正化等から、最近の中小企業等向け貸出は前年度比微増で推移している。

なお、中小企業等向け貸出の全業態別構成比（99年3月末）をみると、国内銀行（信託勘定を含む）が74%、中小企業金融機関が19%、政府系金融機関が6%となっている。

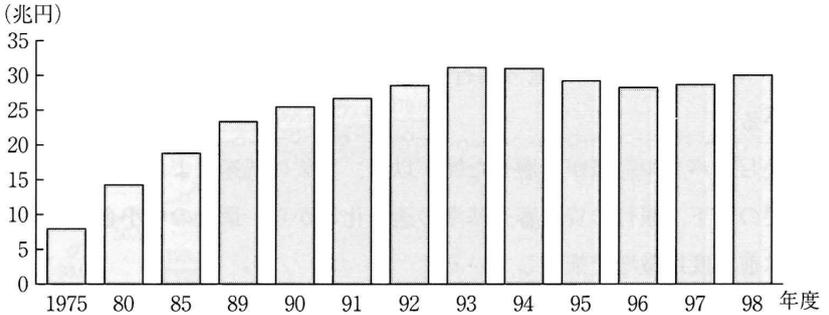
(12) 政府系中小金融機関と信用補完制度

中小企業は大企業に比べて信用力・担保力の不足から資金調達の面で不利な状況におかれており、民間金融機関による中小企業金融を補完する意味で、政府系中小金融機関および信用補完制度は重要な役割を果たしている。

中小企業金融を行う政府系金融機関としては、主に中小企業金融公庫、国民生活金融公庫（国民金融公庫と環境衛生金融公庫が99年10月に合併）と半官半民の商工組合中央金庫が行っている。こうした政府系中小企業金融機関は、金融引締め等による資金逼迫に際して中小企業を支援し、生産力の増強、財務構造の改善に寄与している。

信用補完制度は全国に52ある信用保証協会の行う債務保証およびその債務保証を中小企業信用保険公庫が再保険する包括保険制度である。信用保証協会は、地方公共団体と民間金融機関の出捐と保険公庫からの借入金を原資とした中小企業者1人（1社）当たり最高限度2億円の一般保証のほか、別枠で倒産関連保証他の保証を行っている。

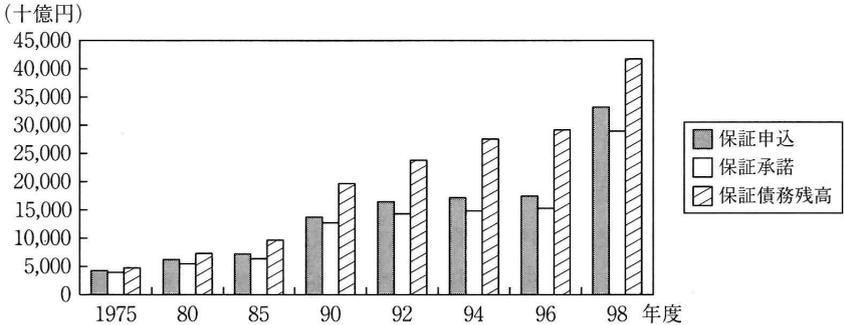
図23 政府系中小企業金融機関の中小企業向け貸出残高の推移



(注) 政府系中小企業金融機関とは、中小企業金融公庫、国民金融公庫、環境衛生金融公庫および商工中金のことである。

(資料) 中小企業白書、日本銀行「金融経済統計月報」

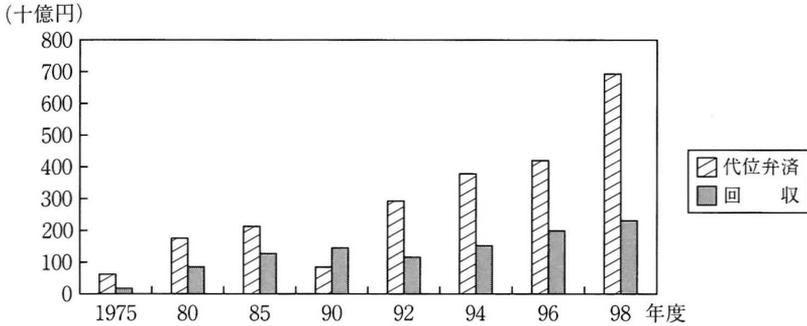
図24 信用保証協会による信用保証実績の推移



(資料) 全国信用保証協会連合会「信用保証」

最近では景気の低迷を反映して代位弁済が増加しており、98年度の代位弁済金額は、6,983億円にのぼっている。他方、不況下で厳しい経営環境にある中小企業を支援するため、98年10月に政府により信用保証枠20兆円による「中小企業金融安定化特別保証制度」が開設され、99年にはこの枠が10兆円拡大され、30兆円とされた。

図25 信用保証協会による代位弁済・回収実績の推移



(資料) 全国信用保証協会連合会「信用保証」

以上、「中小企業」の金融的位置付けについては、中小企業と金融機関、銀行の貸出先別比率、中小企業金融機関、農林漁業金融機関、主要金融機関の資金量・貸出・有価証券投資残高、貸出業務と中小企業金融、貸出金のリスク管理と担保、貸出先の業種別・規模別推移、主要企業の資金調達、中小企業の資金調達、民間金融機関の中小企業向け貸出、政府系中小金融機関と信用補完制度と、12項目にわたって順にみてきた。次項ではそれらを集約しながら、「中小企業とモニタリング」という観点で議論してみたい。

注

19) 岩田軌久男『金融法廷』日本経済新聞社、1998年。